

開会（午後 2 時 0 0 分）

開 会

議会事務局長（井口潔）

議会事務局長の井口です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の大谷内義一議員をご紹介します。大谷内義一議員、ご登壇をお願いします。

開会・開議

臨時議長（大谷内義一）

ただいま紹介されました大谷内義一です。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくをお願いします。

ただいまから、平成 22 年第 2 回能登町議会臨時会を開会します。

ただいまの、出席議員数は、18 人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

仮議席の指定

臨時議長（大谷内義一）

日程第 1 「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席といたします。

議長の選挙

臨時議長（大谷内義一）

日程第 2 「選挙第 2 号 議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

臨時議長（大谷内義一）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

臨時議長（大谷内義一）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議長に久田良平君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました久田良平君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

臨時議長（大谷内義一）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました久田良平君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました久田良平君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました久田良平君よりあいさつをお願いします。

議長（久田良平）

ただいま議員各位のご同意を受けまして、能登町議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございます。

私は、自らの浅学非才を顧みまして責任の重さを一層痛感いたしております。ここに皆様より選出されましたうへは、能登町の発展のために、議会運営を民主的に公正無私の立場を堅持し、最善の努力を尽くす所存でございます。

よく言われますが、議会と行政との関係につきましては、「二歩近づき、一歩離れている」が私の政治信条であります。

なにとぞ先輩、同僚の皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

臨時議長（大谷内義一）

以上で議長の選挙を終了します。これで、臨時議長の職務が終了いたしました。

議員各位のご理解をいただきまして、初議会の冒頭にあたりまして私の職責を全うさせていただきまして心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

新しく議長になりました久田良平議長、議長席にお着き願います。

休 憩

議長（久田良平）

それでは早速ですが、議長としての職務を行わせていただきます。

ここで、暫時休憩します。

（午後 2 時 5 分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 2 5 分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議席の指定

議長（久田良平）

追加日程第 1 「議席の指定」を行います。

議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により、お手元に配布した議席表のとおり指定いたします。

会議録署名議員の指名

議長（久田良平）

追加日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、

1 番 金七祐太郎君、2 番 國盛孝昭君を指名いたします。

会期の決定

議長（久田良平）

追加日程第 3 「会期の決定の件」を議題にします。

お諮りします
本臨時会の会期は、本日一日にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。
よって、会期は、本日一日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長 (久田良平)

追加日程第4「諸般の報告」を行います。
地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。
これで、諸般の報告を終わります。

副議長の選挙

議長 (久田良平)

追加日程第5 選挙第3号「副議長の選挙」を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めます。ただいまの出席議員数は18人です。
次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に市濱等君及び小路政敏君を指名します。
投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

議長 (久田良平)

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声)

議長 (久田良平)

配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。投票箱に異状なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長（井口潔）

1 番金七議員。2 番國盛議員。・・・（順々に）・・・18 番大谷内議員。最後に久田議員。

議長（久田良平）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声）

議長（久田良平）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

市濱等君、及び小路政敏君、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票 中）

議長（久田良平）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 18 票、有効投票 18 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、奥成壮三郎君 16 票、志幸松栄君 2 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、5 票です。

したがって、奥成壮三郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただいま、副議長に当選されました奥成壮三郎君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました。奥成壮三郎君の挨拶があります。

副議長（奥成壮三郎）

ただいま議員各位のご同意を受けまして、副議長という重要な席を預かったわけでございます。

もとより微力ではございますが、議長を補佐し、地方自治の発展と町民福祉の向上と議会運営を民主的に行えるよう最善の努力を尽くす所存でございます。

なにとぞ今後ともご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

選任第 1 号

議長（久田良平）

以上で副議長の選挙を終了します。

追加日程第 6 選任第 1 号「能登町議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

能登町議会常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条 第 1 項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、能登町議会常任委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

選任第 2 号

議長（久田良平）

追加日程第 7 選任第 2 号「能登町議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

能登町議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条 第 1 項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、能登町議会運営委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

選任第 3 号

議長（久田良平）

追加日程第8 選任第3号「能登町議会広報編集特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします

能登町議会広報編集特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、能登町議会広報編集特別委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

休 憩

議長 (久田良平)

ここで暫時休憩いたします。

各部常任委員会を開きますので、議員各位は、2階委員会室にお集まり下さい。各委員会委員長、副委員長を選んでいただき報告してください。

(午後2時45分)

再 開

各委員会正副委員長互選結果報告

議長 (久田良平)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時15分)

各常任委員会委員の名前を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 (井口潔)

それでは、各常任委員会委員の名前を朗読します。

総務常任委員会 國盛議員、椿原議員、向峠議員、奥成議員、宮田議員、鍛冶谷議員。

教育民生常任委員会 金七議員、市濱議員、南議員、久田議員、新平議員、大谷内議員。

産業建設常任委員会 小路議員、酒元議員、河田議員、志幸議員、山岸議員、鶴野議員。

次に議会運営委員会 椿原議員、奥成議員、志幸議員、鶴野議員、新平議員、

大谷内議員。

最後に広報編集特別委員会 國盛議員、鍛冶谷議員、金七議員、市濱議員、小路議員、山岸議員。以上です。

議長（久田良平）

追加日程第9「各委員会正副委員長互選結果報告」が届いておりますので、申し上げます。

先ほどの休憩中に各委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、各委員会の委員長、副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

総務常任委員会の委員長に、向峠茂人君、同副委員長に國盛孝昭君。

教育民生常任委員会の委員長に、南正晴君、同副委員長に市濱等君。

産業建設常任委員会の委員長に、酒元法子君、同副委員長に小路政敏君。

議会運営委員会の委員長に、新平悠紀夫君、同副委員長に鶴野幸一郎君。

広報編集特別委員会の委員長に、國盛孝昭君、同副委員長に金七祐太郎君。

以上のとおりであります。

選挙第4号から選挙第6号

議長（久田良平）

追加日程第10 選挙第4号から選挙第6号までを議題とします。

能登町議会として、それぞれの一部事務組合の規約に基づき、奥能登広域圏事務組合議会議員として、2人。奥能登クリーン組合議会議員として、6人。のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員として、1人を選挙する必要があるためです。

選挙第4号

議長（久田良平）

まず、選挙第4号「奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙」を行います。

当該選挙については、組合格約第5条第2項の規定により、2人の組合議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

奥能登広域圏事務組合議会議員に、17番新平悠紀夫君、18番大谷内義一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、新平悠紀夫君、大谷内義一君を奥能登広域圏事務組合議会議員の当選人として定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、新平悠紀夫君、大谷内義一君が奥能登広域圏事務組合議会議員に当選されました。ただいま、奥能登広域圏事務組合議会議員に当選されました、新平悠紀夫君、大谷内義一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

選挙第5号

議長 (久田良平)

次に、選挙第5号「奥能登クリーン組合議会議員の選挙」を行います。

当該選挙については、組合規約第5条第2項の規定により、6人の組合議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

奥能登クリーン組合議会議員に、3番市濱等君、5番酒元法子君、7番河田信彰君、8番南正晴君、10番奥成壮三郎君、13番山岸昭夫君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました、市濱等君、酒元法子君、河田信彰君、南正晴君、奥成壮三郎君、山岸昭夫君を、奥能登クリーン組合議会議員の当選人として定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、市濱等君、酒元法子君、河田信彰君、南正晴君、奥成壮三郎君、山岸昭夫君が、奥能登クリーン組合議会議員に当選されました。

ただいま、奥能登クリーン組合議会議員に当選されました、市濱等君、酒元法子君、河田信彰君、南正晴君、奥成壮三郎君、山岸昭夫君が、議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

選挙第6号

議長（久田良平）

次に、選挙第6号「のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員の選挙」を行います。当該選挙については、組合規約第6条第2項の規定により、1人の組合議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員に、14番鍛冶谷眞一君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました、鍛冶谷眞一君を、のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員の当選人として定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。よって、鍛冶谷眞一君が、のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員に当選されました。ただいま、のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員に当選されました、鍛冶谷眞一君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議案第62号

議長 (久田良平)

追加日程第11 議案第62号「能登町監査委員の選任について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

提案理由の説明

町長 (持木一茂)

本日ここに、先日の選挙において新たに選出されました能登町議会議員の皆様のご参会のもと、平成22年第2回能登町議会臨時会の開会にあたり、提案理由の説明の前に一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る10月24日に執行されました町議会議員選挙に

おきまして、有権者の多大な御支援によりまして見事御当選の榮譽に浴され、本日、初議会に臨まれましたことは、誠にご同慶にたえないところであります。

あらためまして心からお祝いとお慶びを申し上げます。

今回の選挙は、議員定数が 20 議席から 2 議席減となる 18 議席を 19 人の候補者が争うという、厳しい選挙戦でありました。

各位には、ご自身の政治信条や施策を広く町民の皆さんに説かれ、その結果多数の方々から支持を得られたわけであります。

議員各位には、皆様のご活躍に期待を寄せた町民 2 万 1 千人の代表として、その信頼と負託に応えられるとともに、能登町の新たな発展に向けて、今後の更なるご活躍をご祈念申し上げます。

そして、ただいままでの議事日程を経まして、新しい能登町議会の新組織が編成され、議長には久田良平議員、副議長には奥成壮三郎議員がそれぞれご当選されました。ここに衷心よりお祝いとお慶びを申し上げますとともに、能登町の新時代を切り拓くために、円滑な議会運営を推し進めていただきますよう心から念願するものであります。

また、各常任委員会に就かれる議員の皆様方におかれましては、今後、委員会審議あるいは諸般の議会活動を通じまして種々お世話になることが多いかと思いますが、それぞれの所管事項につきまして、ご指導、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回ご提案いたしました議案 1 件につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 62 号「能登町監査委員の選任について」であります。議会議員のうちから選任すべき監査委員として、椿原安弘議員を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、本臨時会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、何卒ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第 62 号については、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。ここで、地方自治法第 117 条の規定により、6 番椿原安弘君の退場を求めます。

採 決

議長（久田良平）

議案第 62 号「能登町監査委員の選任について」
能登町字時長 43 字 10 番地 3 椿原安弘氏の選任につき、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久田良平）

ありがとうございました。

起立全員であります。よって、議案第 62 号は原案のとおり同意することに、決定しました。ここで、椿原安弘君の入場を許可します。

議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出の件

議長（久田良平）

追加日程第 12「議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。議会運営委員会委員長から会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等の議会の運営に関する事項につき、閉会中も引き続き所管事務の審査をしたいとの申し出があります。お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。以上で、本臨時会に付議されました議件は全部終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長（持木一茂）

それでは、第2回能登町議会臨時会閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜り、提出案件を原案のとおりご同意いただきありがとうございます。

さて、地方再生のための自治体が自由に使える新たな地域活性化交付金事業を含む国の2010年度補正予算につきましては、9月10日に閣議決定され、未だ野党との協議が続いている中、町といたしましては2011年度当初予算編成時期を迎え、各課では国県の動向を注視しながら調整を行っているところであります。新聞紙上での報道されている子ども手当上積み問題や所得制限問題、農林や建設、土木などでは一括交付金事業が浮上するなど、現場では大変混乱しているところであります。今後とも雇用や所得など当面厳しい環境が続くものとみられ、昨今の経済状況を鑑みて気を引き締めて予算編成を行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉議・閉会

議長（久田良平）

これをもちまして、平成22年第2回能登町議会臨時会を閉会いたします。議員の皆さんご苦労さまでした。

（午後3時35分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年11月8日

能登町議会臨時議長 大谷内義一

能登町議会議長 久田良平

署名議員 國盛孝昭

署名議員 金七祐太郎